

## 2. 創業支援事業

### 1 目的

- ・ 創業者のスタートアップを支援し、地域経済の活性化及び移住促進を図り、名寄市の商工業の活力を高める。
- ・ 創業支援を通じて、市内事業所数の維持を図り、中心市街地はもとより市内経済全体のにぎわいを創出する。

### 2 事業費・補助率・限度額

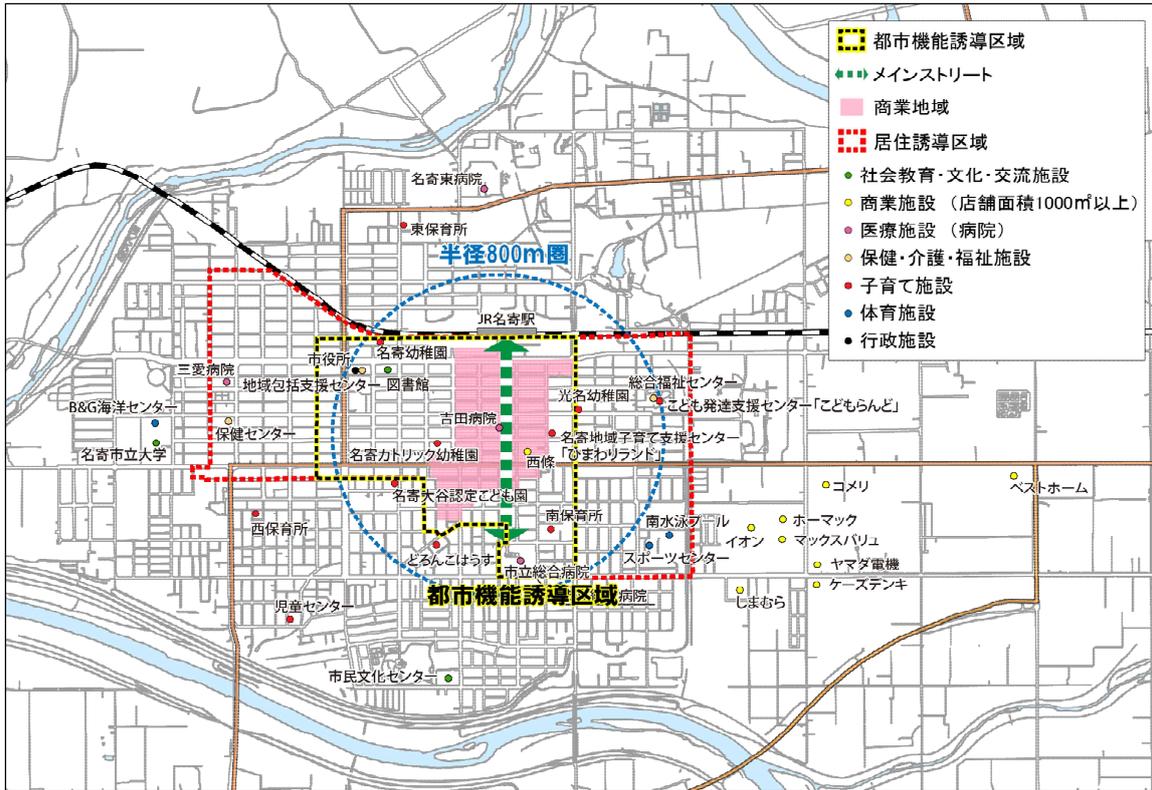
- ・ 事業費 30万円以上
- ・ 補助率 30% (30/100)
- ・ 限度額 100万円 . . . ①
- ・ 創業奨励金 30万円 . . . ②
- ・ 補助金の額 ①+②の合計

次に該当する場合は限度額を増額する。

- ・ 名寄市立地適正化計画「居住誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合  
限度額 50万円
- ・ 名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合  
風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」  
限度額 50万円
- ・ 食料品製造業等の新設・移転・増築等をする場合  
限度額 200万円
- ・ 事業承継時に新設・移転・増築等をする場合  
限度額 200万円

上 限 額		区 域		
		な し	居住誘導区域 (50万円増額)	都市機能誘導区域 (50万円増額)
区 分	通 常	100万円	150万円	200万円
	食料品製造業 (200万円増額)	300万円	350万円	400万円
	事業承継 (200万円増額)	300万円	350万円	400万円

## 【名寄地区】



## 【風連地区】



### 3 対象者

- ・ 創業（開業）予定又は創業から1年以内のもの（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）  
「創業者」の定義については、共通事項3ページ参照
- ・ この補助金は、事務所や店舗等を営まれる方への補助金となります。  
「創業支援事業の対象事業者の考え方」2-7ページ参照

【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 市内に事務所や店舗等を開業予定又は開業してから1年以内のもの（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 法人の場合、市内に事務所、事業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

### 4 対象となる事業（工事等）

- ・ 事務所や店舗等の改修、設備やIT関連機器の導入・リースで、①地元企業<sup>※</sup>に発注するもので、②補助対象経費が30万円以上のものが対象となります。

※ 施工業者となる地元企業は、産業振興課での登録が必要です。

- ・ 次のいずれにも該当する事業であること。
  - ① 創業の動機、取扱商品・サービス、セールスポイント、販売ターゲット、販売戦略、競合や市場など自社を取り巻く環境、事業の見通しが明確であること。
  - ② 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。
- ・ 次に該当する業種の事務所や店舗等の改修については、対象外となります。

### 【対象外業種】

農業、農業的サービス業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業、金融・保険業、公序良俗に反する遊興娯楽業、風俗営業等の一部、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店

- ・ 事業の「着手年月日」は、改修工事等の着手日又は設備・備品等の発注日のいずれか早い日とし、「完了年月日」は事業にかかる支出が全て完了した日又は補助金変更決定通知日のいずれか遅い日とします。
- ・ 補助対象となるためには、着手年月日よりも前に交付決定を受ける必要があります。
- ・ 補助事業の完了は、遅くても当該年度の3月末日までとしてください。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・ 事務所や店舗等の改修、設備やIT関連機器の導入が補助対象となるかは、次の対象工事判別表でご確認ください。個別具体的な案件については、産業振興課にご相談ください。

### 【対象工事判別表】

内容	適否	備考
屋根・外壁・軒天の改修	×	
屋根・外壁・軒天の塗装 コーキング工事	×	
屋根に設置する雪止めの設置	×	
屋上防水塗装	×	
雨樋の取り替え	×	
フローリング(床)・クロス等の貼 り替え	○	
ドア・ふすま・障子等・建具の交換	○	
間取り等の変更に伴う壁等の造作	○	
床や扉等のバリアフリー化・手すり の設置	○	
給水・排水工事	△	店舗の厨房等、営業に関わる部分に限定し、その区分が明らかな給水・排水設備に限り対象（兼用住宅の工事は対象外）

浴室・ユニットバス	△	ホテル・旅館の浴室の改修に限り対象
トイレ・洗面の改修・設置	△	客に使用させるトイレに限り対象
下水道等排水設備工事	△	トイレ等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
厨房機器・ガス給湯器・電気温水器の設置	△	厨房の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
換気扇・換気空清機の設置	○	
カウンター・棚・収納の造作	○	
照明器具	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
屋外照明	△	事務所や店舗等に取り付けられるもので、電気工事を伴うものに限り対象
電気製品（テレビ・ストーブ・エアコン・キャッシュレス端末などのIT関連機器）の購入	△	機器・備品は取得価格が10万円以上のものを対象とし、補助対象経費の50%未満であること テレビは取付工事を伴う壁掛け型、内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う埋込型に限り対象 プロジェクター・スピーカーは内装工事を伴うものに限り対象 ストーブ・エアコン・キャッシュレス端末は対象 ソフトウェアのみの購入は対象外
玄関フード・サンルームの増築	△	事務所や店舗等と一体と認められるものに限り対象
店舗組込車庫・物置の増改築	×	
店舗等と別棟の車庫・カーポート・物置の設置工事	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
農作業小屋（納屋・D型倉庫等）	×	
兼用住宅のうち、住宅部分の改修・増築	×	
兼用住宅のうち、事務所・店舗部分の改修・増築	○	
門・塀・駐車場・舗装・庭園等の外構工事	△	事務所や店舗等の出入口から道路までスロープの設置工事に限り対象
融雪槽・ロードヒーティングの設置	×	
広告・看板・ネオンサインの設置	△	事務所や店舗等に付属するものに限り対象

窓ガラス・窓（サッシ）・網戸の交換・設置	△	内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象
太陽光発電装置の設置	×	
福利厚生施設の設置	△	事務所や店舗等に設置するもので、法令等で設置が義務化されているもの以外に限り対象
改修に伴う資材等の運搬・輸送費	○	
改修に伴う解体工事・廃材処理・産業廃棄物処理費	○	
養生・清掃費	○	
例示のない工事	△	個別審査により決定

- 棟を別にする事務所や店舗等の増築について、店舗の駐車場に簡易な構造の建築物を建築し、主たる店舗を補完する従たる店舗を建てる場合（例えば、お店の駐車場にソフトクリームの販売店舗を設けるようなケース）、その従たる店舗が、①建築基準法に基づく建築確認申請を行い設置するもの、②季節限定のものではなく、通年で営業する見込みであること、以上二つの条件を満たせば、この補助金の対象と判断します。

## 5 補助対象経費

- ・ 補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。
  - ① 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
  - ② 補助金の交付決定日以降に発生した経費
  - ③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- ・ 設備やIT関連機器をリースする場合は、1年分が対象となります。ただし、リースの取得価額相当額と購入による取得価格の合計が補助対象経費の50%未満であること。

### 【補助対象外のものの例示】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付決定前に工事契約、発注等を実施したもの<br/>※ 見積書の徴取は交付決定前でも構いません。</li><li>・ 事務費、消耗品費、調査費、設計費</li><li>・ 中古物品の購入費</li><li>・ 土地購入費、それに伴う保証料</li><li>・ 法令等で設置が義務化されているもの</li><li>・ 許認可に要する手数料</li><li>・ 振込手数料、保険料</li><li>・ 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします）</li></ul> |
|--|
- ・ 国や北海道等から補助金等の助成を受けたときは、当該補助金等を控除した額（補助残）が補助対象経費となります。
  - ・ 補助事業を自社調達で行う場合については、共通事項6ページ「補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方」参照
  - ・ 原則として、消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、補助対象経費に含めないでください。ただし、免税事業者については、共通事項8ページ「消費税の取扱いについて」参照

## 6 創業支援事業の対象事業者の考え方

### （基本的な考え方）

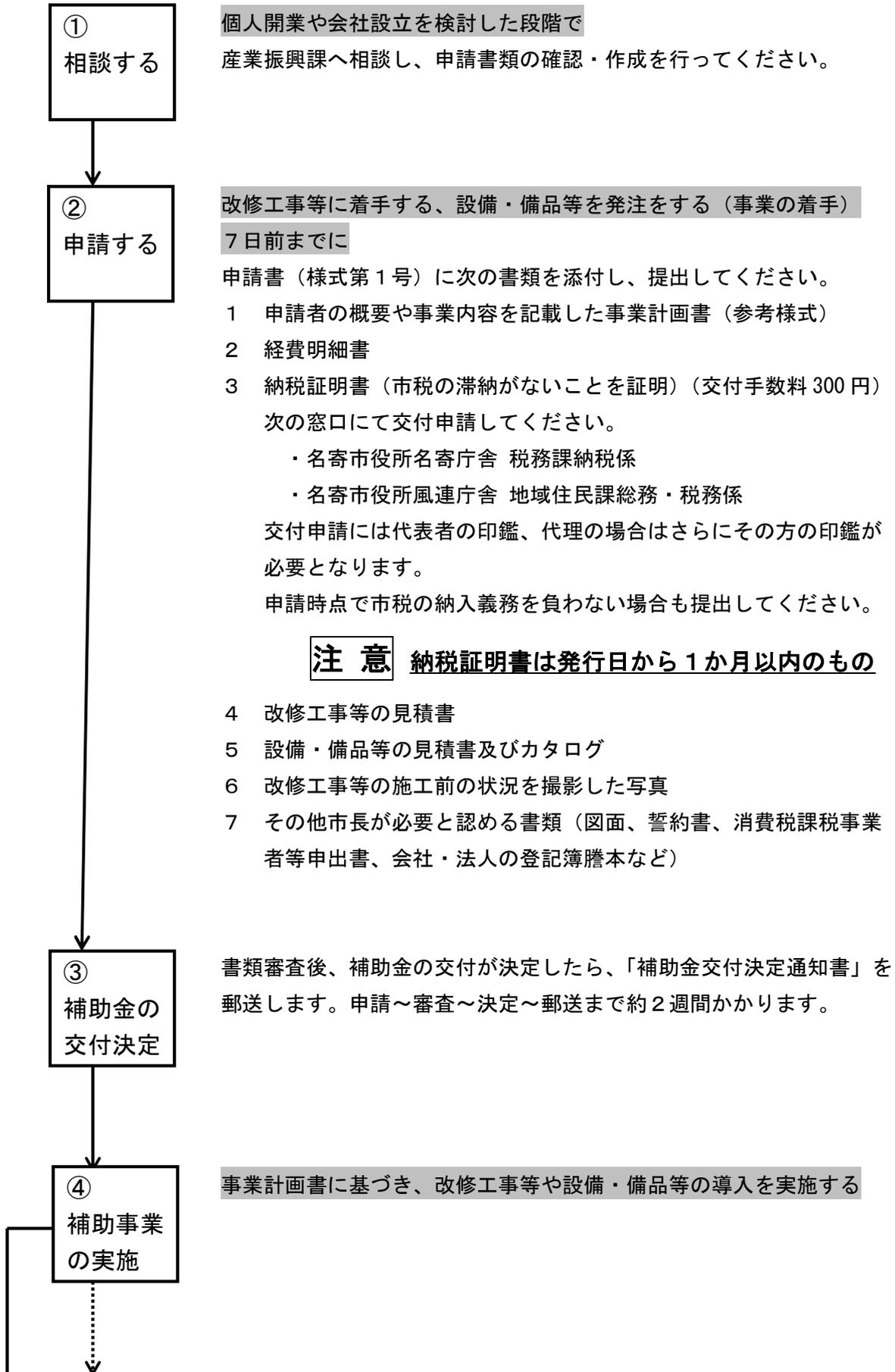
- ・ この補助金は、事務所や店舗等を営む方を対象とするもので、店舗等の不動産物件を他者へ賃貸し、財産収入を得る事業者を対象とするものではありません。
- ・ これは、限られた財源を、事務所や店舗等を営む方への支援を重点的に配分するためです。事務所や店舗等を営む方を直接支援し、消費者に魅力を

感じていただけるような店づくりを進めることにより、名寄市の商工業の活力を高めることを期待するものです。

**【補助申請できるかどうかの例示】**

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解 説
個人A	個人A	個人A	○	店舗のオーナーであり経営者が店舗等の改修等を行う。
個人A	個人B	個人A	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人A	個人B	個人B	○	店舗等を賃借している経営者（個人B）が店舗等の改修等を行う。
個人A	法人C	個人A	×	法人店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う場合は対象外。
個人A	法人D	個人A	○	個人Aが店舗等を営む法人Dの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Aが行う改修等も対象とできます。 しかし、のちに法人Dがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。
個人A	法人C	法人C	○	店舗等を賃借している経営者（法人C）が店舗等の改修等を行う。

## 7 申請フロー



④  
事業計画  
に変更が  
発生した  
とき

次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

- （1）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の3割を超える変更をしようとするとき。

**注意** 交付決定額を超える変更（増額）はできません。

- （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更承認申請書には、変更後の経費明細書（申請時に提出したものと変更箇所がわかるようにしてください。）を添付してください。書類審査後、「補助金変更決定通知書」を郵送します。

⑤  
事業が完  
了したら

支払いが完了する・変更決定の通知が届くなど、事業が完了したら完了後30日以内（当該年度の3月末日を越えるときは、3月末日まで）に、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 経費明細書
- 2 支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
- 3 事業完了報告（施工後の写真等）
- 4 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 5 その他市長が必要と認める書類

⑥  
補助事業  
完了検査

実績報告書提出後、担当職員による補助事業の実地検査を実施します。事務所や店舗等を訪問し、改修工事等の状況や導入した設備・備品等を確認します。

⑦  
補助金の  
確定

書類審査及び完了検査後、「補助金確定通知書」を郵送します。実績報告～書類審査～実地検査～補助金の確定まで約2週間かかります。

⑧  
補助金の  
振込

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。

⑨  
フォロー  
アップ

補助申請年度の翌年度の4月及び翌々年度の4月に、事業の進捗状況や経営課題などを経営状況報告書にて報告していただきます。

各報告期限は4月末日となります。

なお、報告内容によって補助金の返還を求めることはございません。